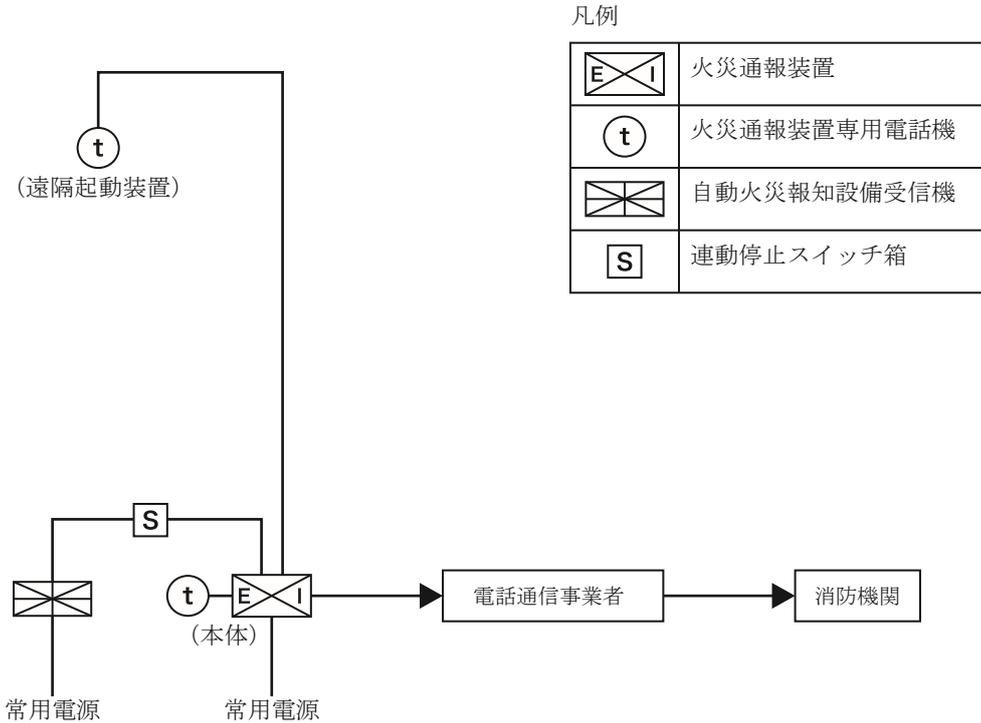


## 第13 消防機関へ通報する火災報知設備 (火災通報装置)

1 主な構成（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式のもの。第13-1参照）



第13-1図

2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「火災通報装置」とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- イ 「特定火災通報装置」とは、スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下この項において「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置のうち、政令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設けるものをいう。
- ウ 「手動起動装置」とは、火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- エ 「蓄積音声情報」とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- オ 「通報信号音」とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- カ 「連動起動機能」とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

3 設置基準

省令第25条第1項第1号に規定する「消防機関が存する建築物内」とは、1階が消防署などの消防機関であり、その上階が政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物である場合など、消防機関と政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物が同一の建築物内にあるものをいうこと。

## 4 設置場所等

火災通報装置の設置場所等は、省令第25条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

## (1) 火災通報装置

ア 省令第25条第2項第1号に規定する防災センター等は、次に掲げる部分が該当するものであること。

- (ア) 防災センター
- (イ) 中央管理室
- (ウ) 守衛室
- (エ) 管理人室

イ 火災通報装置は、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。▲

ウ 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けないこと。

エ 操作上又は点検上支障とならない場所に設けてあること。

オ 地震動等による転倒防止措置を講じること。

カ 湿気、埃のない場所に設置すること。

## (2) 遠隔起動装置

ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、一つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。▲

イ 次に掲げる防火対象物のうち、火災通報装置の本体の設置以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を有する場合（例 複数の障害者グループホーム）には、遠隔起動装置を設けること。▲

- (ア) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
- (イ) 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物
- (ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (エ) 政令別表第1(10)項イ（前アからウまでに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）  
に掲げる防火対象物

ウ 遠隔起動装置を設ける場合は、前(1)イからカまでに準ずることとし、火災通報装置の本体を設けた場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。▲

(3) 同一敷地内における2以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの）について、主たる棟に火災通報装置の本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下この(3)において「別棟」という。）に、次に掲げる要件に適合する場合に限り、別棟について設置を免除することができる。

ア 火災通報装置本体又は別棟に設置される遠隔起動装置（以下この(3)において「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等に設置されていること。

ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができる箇所又は防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。

イ 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が、同一であること。

ウ 通報内容に支障がないこと。

エ 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。

5 火災通報装置

火災通報装置は、省令第25条第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 火災通報装置は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「火災通報装置告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

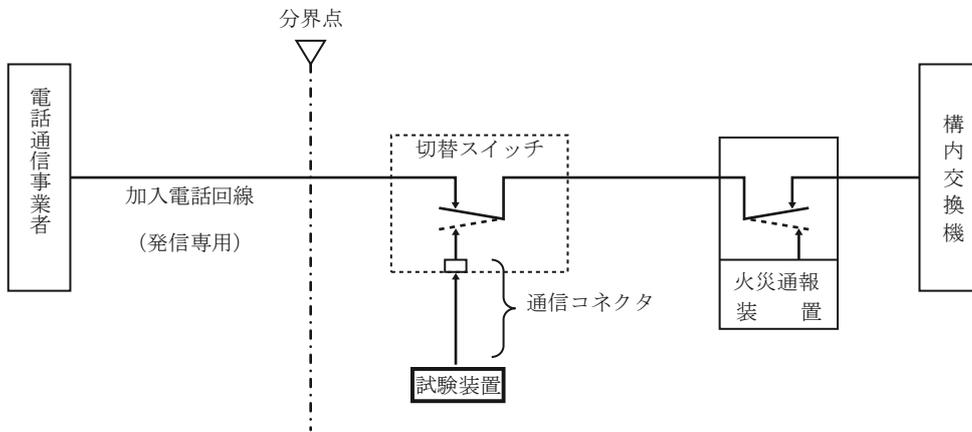
(2) 接続する電話回線

ア 電話回線は、専用回線を使用すること。▲

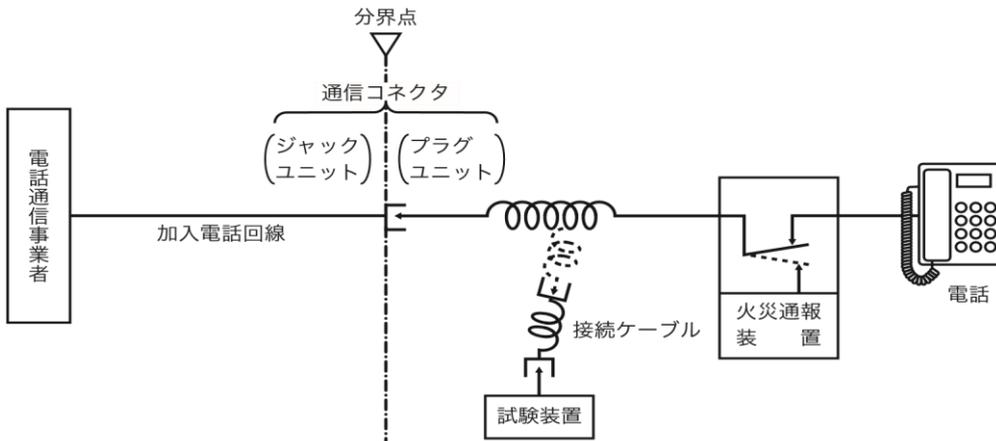
イ 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話通信事業者の間となる部分に接続することとし、構内交換機等の内線には接続しないこと。（第13-2図参照）

（火災通報装置を設置する場合の例）

（その1）分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合



（その2）分界点を通信コネクタとする場合

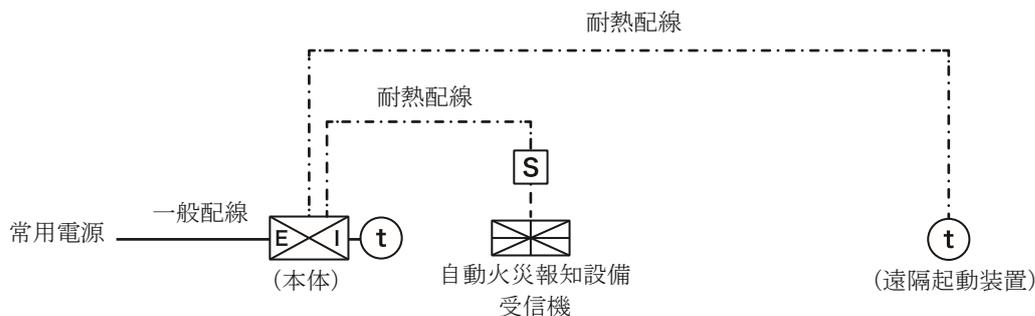


（注）1 〔 〕部分にあっては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

2 通信コネクタ内の ↑ は、プラグユニットを ↓ は、ジャックユニットを示す。

第13-2図

- ウ IP電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。）を使用する場合は、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるもの及び予備電源が設けられた回線終端装置等（回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。）を介すること。
- エ 火災通報装置の電話回線への接続は、回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、電話機、ファクシミリ等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続すること。
- (3) 常用電源は、省令第25条第3項第4号に規定するほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること（特定火災通報装置を除く。）。
- なお、ウにおいて準用する「火災通報装置用のものである旨の表示」について、回線終端装置等を用いるもので、常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置に係る回線終端装置等用である旨の赤色の表示を付すこと。
- (4) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
- ア 配線は、第10自動火災報知設備10(2)を除く。)を準用すること。
- イ 耐熱配線を必要とする配線は、次によること。▲（第13-3図参照）
- (ア) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線
- (イ) 火災通報装置から自動火災報知設備の受信機までの配線



第 13-3 図

- (5) 火災通報装置の起動
- 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、省令第25条第3項第4号の規定によるほか、次によること。
- ア 感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動起動するものであること。
- イ 複合用途防火対象物のうち、省令第25条第3項第5号に掲げる防火対象物が存するもの（以下この5において「(6)項口等部分」という。）については、(6)項口等部分を含む防火対象物全体の火災信号等からの連動を原則とすること。
- なお、(6)項口等部分と他の用途が建基令第112条第13項に規定する防火区画で明確に区分されているものであり、(6)項口等部分の火災信号等からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、政令第32条の規定を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。
- ウ 省令第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

## 6 通報メッセージ

火災通報装置告示第3第5号の規定する蓄積音声情報は、次によること。

なお、連動起動機能により起動する場合は第13-1表、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は第13-2表の例によること。

ア 通報信号音

イ 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ

ウ 通報対象物の所在地

エ 通報対象物の名称

オ 電話番号（通報対象物の代表電話。市外局番を除く。）

カ 呼び返し信号を案内するメッセージ

キ 専用回線電話番号（市外局番を除く。）▲

## 第13-1表（連動起動機能により起動する場合）

ピン、ポーン、ピン、ポーン（通報信号音）  
 自動火災報知設備が作動しました。（自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ）  
 こちらは、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（通報対象物所在）  
 老人福祉施設 〇〇園（通報対象物名）です。  
 電話番号は、〇〇〇-〇〇〇〇です。（電話番号）  
 逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

専用回線電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇（専用回線電話番号）

※数字のフリガナはどういった読み方でもOK

## 第13-2表（手動起動装置が操作されたことにより起動する場合）

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ（通報信号音）  
 火事です。火事です。（火災である旨の固定されたメッセージ）  
 こちらは、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（通報対象物所在）  
 〇〇保育園（通報対象物名）です。  
 電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇です。（電話番号）  
 逆信してください。（呼び返し信号を案内するメッセージ）

専用回線電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇（専用回線電話番号）

（注） あらかじめ録音されている内容でもよい。

## 7 自動火災報知設備と火災通報装置の接続

自動火災報知設備と火災通報装置との接続方法は、第10自動火災報知設備11によること。

## 8 I S D N回線への接続等の取り扱い

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次によること。

## (1) 用語の定義

この8において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「端末機器」とは、電話回線に接続して用いる機器をいう。
- イ 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。
- ウ 「デジタル端末機器」とは、端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。
- エ 「ターミナルアダプター（以下この項において「T A」という。）」とは、I S D N回線に対応する機能を持たない端末機器をI S D N回線に接続して使用するための信号変換装置で、デジタルサービスユニットと組み合わせて使用するものをいう。
- オ 「火災通報装置対応T A」とは、T Aのうち、火災通報装置が発する信号をI S D N回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。
- カ 「火災通報優先接続型T A」とは、火災通報装置対応T Aのうち、火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してI S D Nに接続し、送出する機能を持ったものをいう。
- キ 「デジタルサービスユニット（以下この項において「D S U」という。）」とは、I S D N回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、I S D N回線の終端に接続するものをいう。
- ク 「火災通報装置対応T A等」とは、火災通報装置対応T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報装置対応T Aを含む。）をいう。
- ケ 「火災通報優先接続型T A等」とは、火災通報優先接続型T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報優先接続型T Aを含む。）をいう。
- コ 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。
- サ 「デジタル端末機器用端子」とは、U S B端子、シリアル端子、S / T端子等デジタル端末機器及びT Aを接続するための端子をいう。

## (2) 火災通報装置対応T Aに必要な機能等

- ア 火災通報装置対応T Aの機能等は、次に定めるところによること。
- (ア) 火災通報装置の音声信号を正確にI S D N回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。
- (イ) 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。
- (ウ) 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。
- イ 火災通報優先接続型T Aの優先接続機能については、火災通報装置が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してI S D N回線に接続し、送出するものであること。

## (3) I S D N回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応T A等を介してI S D N回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に付しておくこと。

## ア 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合

- (ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。  
ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はT Aの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

## イ 火災通報優先接続型T A等以外の火災通報装置対応T A等を介して接続する場合

- (ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) I S D N回線における一の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続すること。
- (ウ) デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。
- (エ) デジタル端末機器用端子には、他のT Aを接続しないこと。

## (4) 火災通報装置対応T A等の設置方法

火災通報装置対応T A等の設置方法は、次によること。

- ア 湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置されていること。
- イ 地震動等による転倒を防止する措置が講じられていること。

## (5) 接続時の機能の確認

## ア 火災通報装置の設置者等による確認

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は、次の事項について確認し、適切な接続を図ること。

- (ア) 火災通報装置対応T A等の仕様
- (イ) 火災通報装置製造メーカーが示す火災通報装置と火災通報装置対応T A等との適合
- (ウ) I S D N回線への火災通報装置の接続方法

## イ 消防機関による確認

消防機関は、火災通報装置について設置の届出があった場合には、その検査のときにおいて、当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。

## (6) 既設の火災通報装置の取り扱い

既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合も、前(2)から(5)までに準じて、火災通報装置の適切な接続について確認すること。

## (7) 維持管理

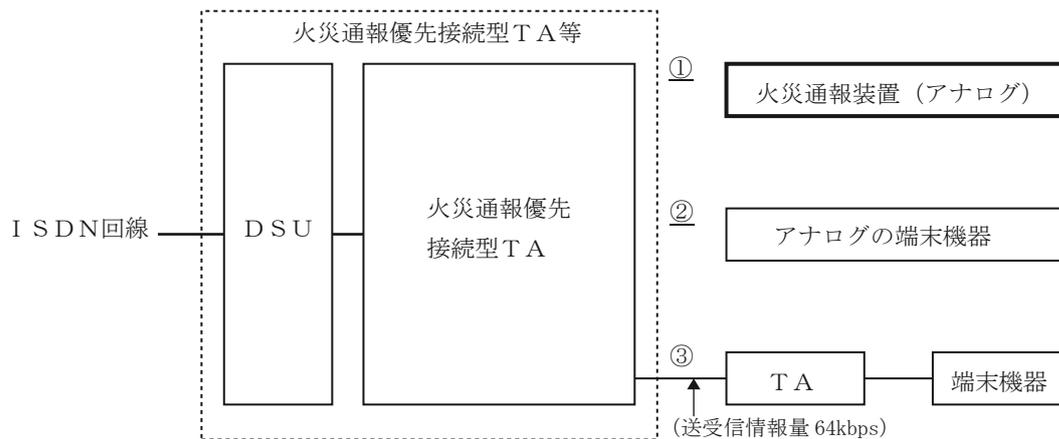
I S D N回線に火災通報装置が接続されている防火対象物については、次に示すところにより維持管理の徹底を図り、確実な火災通報を確保すること。

- ア 火災通報装置の点検時には、火災通報装置対応T A等の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて消防機関に報告すること。
- イ 火災通報装置対応T A等の仕様、接続方法等が変更された場合も、前(2)から(5)までに準じて、適切な接続等について確認すること。

## (8) その他

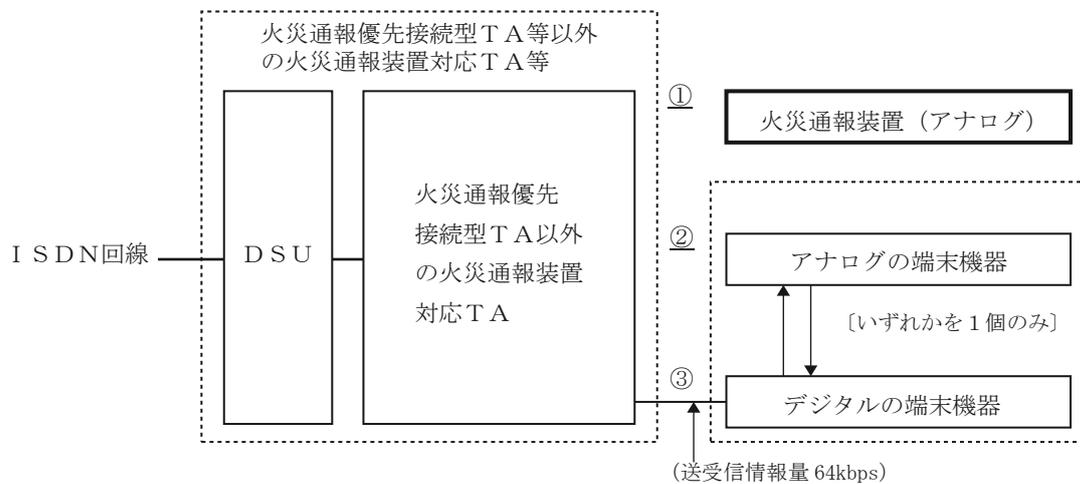
火災通報装置とI S D N回線との接続について、第13-4図の接続例を参考とすること。

(例 1) 火災通報優先接続型 T A 等を介して接続する場合



- (注) 1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。  
 2 火災通報優先接続型 T A 等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又は T A の送受信情報量を 128kbps とすると、火災通報装置が起動してから通報までに 90 秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又は T A を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。

(例 2) 火災通報優先接続型 T A 等以外の火災通報装置対応 T A 等を介して接続する場合



- (注) 1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。  
 2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに 1 個のみ接続すること。  
 3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。  
 4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他の T A を接続しないこと。

## 9 特定火災通報装置

特定火災通報装置は、次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はないこと。(省令第25条第3項第4号イ関係)
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。(省令第25条第3項第4号ロ関係)
- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。(火災通報装置告示第3第4号関係)
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。(火災通報装置告示第3第8号の2関係)
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりとすること。(火災通報装置告示第3第8号の2関係)
  - ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。
  - イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
  - ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。
- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。(火災通報装置告示第3第18号(1)チ関係)

## 10 火災通報装置の設置基準の特例について

政令第23条第1項各号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、次のいずれかの要件を満たすものは、政令第32条の特例を適用し、火災通報装置を設置しないことができる。

- (1) 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備する携帯電話事業者(MNO)(以下「MNO事業者」という。)のサービスエリア範囲内であり、防火対象物にMNO事業者の携帯電話を常設している又は従業員個人がMNO事業者の携帯電話を所持しており、業務中に使用できること。
- (2) (1)以外の場合で、常設している携帯電話又は従業員の携帯電話から管轄の消防署に電話をかけて通話が可能であることが確認できること。



